

道営住宅における高齢者等自立支援に関する管理方針

第1 趣旨

高齢社会の急速な進展に対応するため、道営住宅の整備のみならず、管理の視点からも、道営住宅における高齢者等を支援する必要がある。

また、介護保険導入をはじめとした福祉施策では、居宅における自立支援を明確に打ち出しているなど、道営住宅管理を取り巻く状況は、急速に変化している。

そこで、道営住宅においても、新設住宅のバリアフリー化や、賤存住宅の高齢者向け改善事業の推進に加え、自立支援の一環として、現行の公営住宅制度の中で、管理上可能な措置を講じるため、ここに方針を定めることとする。

第2 方針

道営住宅において、高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等の身体機能に合わせた設備の設置については、設置しようとする者の状況を踏まえ、その手続等について制度化するものとする。

第3 支援内容

(1) バリアフリー化のための設備設置基準の整備

高齢者や障害者などの入居者が、日常生活に身体機能上の制限を受けることとなった場合に介護保険の住宅改修費用などの公的給付により、手すりの設置を行うにあたり基準等を定め、一般入居者が行う原状回復を前提とした模様替え制度とは別に基準を定めることにより、高齢者等の自立に配慮する。

(2) 原状回復の免除

(1)で設置した設備については、設置費には公的給付があるが、原状回復や撤去の費用は自己の負担となっている。

このため高齢者等がこの撤去費用の負担の大きさから、設置を見送らざるを得ない状況があることから、原状回復や撤去を要しない方策を講じることにより高齢者等の自立に配慮する。

第4 支援方法

第3の支援内容については、「管理要綱」を定めて、平成13年4月1日から実施することとする。

道営住宅における高齢者等自立支援に関する管理要綱

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、道営住宅における高齢者への配慮に関して、公営住宅法(昭和 26 年法律第 193 号。以下「法」)、北海道営住宅条例(平成 9 年北海道条例第 11 号。以下「条例」)及び北海道営住宅条例施行規則(平成 9 年北海道規則第 42 号。以下「規則」)に規定するほか、別に定める「道営住宅における高齢者等自立支援に関する管理運用方針」に基づいて必要な事項について定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めによるところによる。

- 一 高齢者等 介護を要する者、身体障害者
- 二 介護等を要する者 介護保険法第 7 条第 3 項若しくは同条第 4 項に規定する者
- 三 身体障害者 身体障害者手帳に身体上の障害があるものとして記載されているもので、その程度が 1 級から 4 級程度の者
- 四 原状回復 日常生活に機能上の制限を受けている者がその制限を解消するために設置した設備を撤去し、設置前と同じ状態にすること。

(設備設置の申請及び承諾)

第 3 条 支庁長は道営住宅の入居者である高齢者等が、加齢や病気等により日常生活を営むにあたり、必要な設備を設置する旨要望を受けたときは、別記第 1 号様式により申請させることができる。

- 2 支庁長は前項の申請を受けたときは、次に定める仕様に該当するもので、原状回復又は撤去が容易であることを確認し、別記第 2 号様式により承諾することとする。
 - 一 転倒予防若しくは移動又は移動動作に資することを目的とする手すりの取付
 - 二 室間の段差解消をするためのもの
 - 三 居室において、滑りの防止及び移動の円滑化のための床材の変更

(設備設置完了の確認)

第 4 条 支庁長は、前条の承諾を得て設置した設備について、その設置の完了を確認しなければならない。

- 2 支庁長は前項で確認した結果、承諾した内容と相違がある場合は、直ちに承諾内容に基づき改善させることとする。
- 3 支庁長は前条により承諾した事項について、管理台帳への記載等をして管理しなければならない。

(原状回復等の免除)

第 5 条 支庁長は前条で承諾した設備の設置について、退去時に設置者(入居者)から原状回復等の免除の要望を受けたときは、別記第 3 号様式により申請させることがで

きる。

- 2 支庁長は前項の申請を受けたときは次に定める対象者要件並びに仕様要件を具備すると認められるときは別記第4号様式により承諾することとする。
- 3 第2項で掲げる対象者要件は次の一に該当するものであること。
 - 一 介護等を要する者がある世帯
 - 二 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載されているもので、その程度が1級から4級程度の者がある世帯
- 4 第2項で掲げる仕様要件は介護保険において、住宅改修費の支給対象となる住宅改修の種類のうち次の一に該当するものであること。
 - 一 手すりの取付
 - 二 床段差の解消・
 - 三 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

(退去後の設備)

第6条 支庁長は、前条の免除承認後、退去者設置の設備について、次の入居者のために、原状回復を行わなければならない。ただし、当該設備が管理上支障がなく、引き続き使用することが適当と認めた場合は、この限りではない。